

## 職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

**1 事件の概要**

当該職員は、令和7年2月1日（土）、東急田園都市線渋谷駅のホームで、女性のスカート内を小型カメラで撮影し、任意同行の上、渋谷警察署で事情聴取を受けました。

その後、書類送検され、令和7年9月9日に不起訴処分となりました。

**2 被処分者及び処分内容**

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
医療局	事務職員	30代	停職 12箇月

※本処分については、令和8年3月13日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005